

## 社会福祉法人徳島市身体障害者連合会

### 評議員及び役員報酬支給規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事の報酬について必要な事項を定めるものとする。

#### (役員の報酬総額)

第2条 理事及び監事に支給する報酬の総額は、毎年度165万円を超えない範囲とする。

#### (報酬の支給)

第3条 評議員並びに理事及び監事には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長が連合会の業務に従事した場合には、勤務1時間につき、1,250円を支給する。ただし、1か月の報酬は、12万円を限度とする。
- (2) 評議員及び理事長以外の役員が評議員会若しくは理事会に出席し、又は監査のほか連合会の運営に必要と理事長が認める業務のために出務した場合には、日額3,000円を支給する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、連合会の職員を兼ね、職員給与を支給している理事については、報酬は支給しない。

#### (報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬は、職員の給与支払日に支給する。

- 2 評議員及び理事長以外の役員に対する報酬は、前条第2号に規定する会議に出席し、又は同号に規定する業務のために出務した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金その他を控除して支給する。

#### (改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年7月6日から施行する。
- 2 社会福祉法人徳島市身体障害者連合会評議員及び役員報酬支給規則（平成29年4月1日施行）は、廃止する。